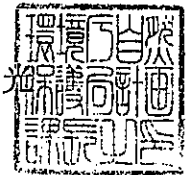


覚 書

環自計第 62号
環自国第 107号
11 ————— 6
平成11年3月24日

環境庁自然保護局計画課長

小林



環境庁自然保護局国立公園課長

小野寺



林野庁指導部計画課長

加藤 鐵夫



地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案の閣議決定に際し、環境庁と林野庁は下記のとおり了解する。

記

1. 環境庁は、改正後の自然公園法第17条第4項及び第18条第4項の総理府令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、林野庁と事前に協議すること。
また、環境庁は、上記の総理府令に関係する通達の作成又は変更を行うときは、林野庁と事前に連絡調整すること。
2. 自然公園法第17条第4項及び第18条第4項の総理府令において、国立公園特別地域（地種区分未定の特別地域に限る。）内の木竹の伐採に係る許可基準として、「地域森林計画において、木竹の伐採の制限を定めている場合は、これに基づくものとする」旨定められることを前提に、林野庁は、地域森林計画において、国立公園特別地域（地種区分未定の特別地域に限る。）内の森林施業につき、都道府県から協議を受けた際に、その回答に先立って、環境庁に協議すること。